

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則

昭和39年9月30日人事委員会規則第15号

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則を次のように定める。

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手續並びに審査判定の結果執るべき措置に関して必要な事項を定めるものとする。

(措置の要求)

第2条 職員が法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求（以下「措置の要求」という。）をしようとするときは、これを書面でしなければならない。

2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、正副各1通を適切な資料とともに、人事委員会に提出しなければならない。

- (1) 措置の要求をしようとする職員の職、所属部局、氏名及び電話番号
- (2) 要求すべき措置
- (3) 措置の要求をしようとする理由
- (4) 措置の要求をしようとする職員又はその者の属する職員団体が要求すべき措置について、既に当局と交渉（法第55条第11項に規定する不満の表明又は意見の申出を含む。以下同じ。）を行った場合には、その交渉経過の概要

(事務担当者)

第3条 人事委員会は、措置の要求があつた場合において必要があると認めるときは、人事委員会の委員又は事務局長その他事務職員の中からその要求に係る事案の審査に関する事務を担当させる者を指名することができる。

(措置の要求の調査等)

第4条 措置要求書が提出されたときは、人事委員会は、その記載事項及び添付資料並びに要求すべき措置等について調査しなければならない。この場合において、相当と認めるときは、人事委員会は、関係当事者に対し、要求すべき措置について交渉を行うよう勧めるものとする。

(審査)

第5条 人事委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、措置の要求を行う職員（以下「要求者」という。）その他事案に関係がある者を喚問してその陳述を求め、これらの者に対し、書類又はその写しの提出を求め、その他事実調査を行うものとする。

(要求の取下げ)

第6条 要求者は、人事委員会が事案について判定を行うまでの間は、いつでも措置の要求の全部又は一部を取り下げることができる。この取下げは、書面でその旨を人事委員会に申し出て行わなければならない。

(審査の打ち切り)

第7条 人事委員会は、要求者の死亡、所在不明等により事案の審査を継続することができなくなったと認める場合又は関係当事者における交渉による事案の解決、要求の事由の消滅等により事案の審査を継続する必要がなくなったと認める場合においては、事案の審査を打ち切ることができる。

(判定)

第8条 人事委員会は、審査を終了したときは、速やかに判定を行い、これを書面に作成し、委員が署名しなければならない。

2 人事委員会は、判定書の写しを要求者に送達しなければならない。

(勧告)

第9条 人事委員会は、判定の結果必要があると認める場合においては、当局に対し、書面をもって必要な勧告をしなければならない。この場合においては、その書面の写しを同時に要求者に送達するものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるものを除くほか、職員の勤務条件に関する措置の要求に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和39年10月1日から施行する。
- 2 職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和26年兵庫県人事委員会規則第3号)は、廃止する。

附 則 (平成17年4月1日人事委員会規則第15号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月28日人事委員会規則第15号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。